

平成31年 第2回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	平成31年2月6日(水)			
招集の場所	時津町役場本庁舎5階第2会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	平成31年2月6日(水)午後4時00分		
	閉 議	平成31年2月6日(水)午後4時29分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	綿谷 章		○
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	吉田三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	請田 和則	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	岡 由紀子	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	中村 智樹
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第1回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
（省令主任等の発令について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しております。ただいまから平成31年第2回時津町教育委員会の会議を開会します。

日程第1 会議録の承認について（第1回）について

○ 相川教育長

日程第1、平成31年第1回の会議録の承認を求めることについて、議題とします。

会議録につきまして、事前にお手元に届けてあると思いますが、ただちに質疑にはいきりません。ご質問、お気づきございませんでしょうか。

○ 相川教育長

質疑がないようですので、平成31年第1回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。平成31年第1回の会議録の承認をいただきました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

○ 相川教育長

平成31年1月10日から平成31年2月6日までの私の行事等への参加についてご報告申し上げます。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

○ 相川教育長

ただ今の教育長報告に対しまして、何か、ご質疑はございませんでしょうか。

○ 吉田委員

1月22日の第三次時津町子ども読書活動推進計画第3回策定委員会はどういう方たちが出席されたのでしょうか。

○ 相川教育長

まず、図書館の司書さん、それから、館長さんですね。館長さんが策定委員会の委員長さんをしていただいて、あと、学校司書代表、それから、小中の学校長、小中の司書教諭、そ

して、PTA代表、それから、図書ボランティア代表、保健師、だいたいそのメンバーで、教育委員会の指導主事、社会教育課の課長、そして、私と担当者ということになります。

○ 吉田委員

これは、年1回行われますか。

○ 相川教育長

5年間の計画で、時津町の子ども読書活動推進計画を策定しないといけませんので、今、作っているところです。

○ 吉田委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 相川教育長

他に、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ご質問はないようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第1号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について、報告を受けたいと思います。

秘密会で議事進行を諮りたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【秘密会のため本会は非公開】

報告第1号についての秘密会は解除したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。議案第3号、教育上特別の配慮を要す

る児童生徒の就学についての件を議題とします。

これも、また、秘密会で進行を図りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【秘密会のため本会は非公開】

お諮りします。これより秘密会は解除したいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

**日程第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(省令主任等の発令について)**

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて(省令主任等の発令について)の件を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

○ 岡学校教育課長

はい。それでは、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明をいたします。本件の町立小中学校における省令主任等につきまして、時津北小学校の第3学年、学年主任兼生活指導主任が産休を取得することに伴い、残任期間について、新たに、平成31年1月7日付けで、省令主任の発令を行う必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇(いとま)がございませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。本議案は同専決処分について、教育委員会の承認を得るため、提出するものでございます。発令者一覧につきましては、専決処分書の次のページに添付しておりますので、ご覧ください。以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

はい。ありがとうございます。

本案について、ご質問はございませんでしょうか。

○ 相川教育長

では、質疑がないようですので、これで質疑を終了します。採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件は、原案のとおり可決されました。

○ 相川教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成31年第2回時津町教育委員会会議を閉会します。